

## ●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成20年4月30日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝規  
同 鍋嶋 明人  
同 野田 峻司

1 監査対象年度 平成18年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
学校法人香川県明善学園	指導注意事項	給与規程に教頭代理の給与支給の根拠となる職種が規定されていないので、給与規程を改正する必要がある。	3月28日に開催された理事会に諮り、給与規程の改正を行っていることを確認した。
財団法人香川県国際交流協会	指導注意事項	管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する県の書面による承認を受けていなかつたので、承認を受ける必要がある。	平成19年度分から承認申請を受け、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する承認を行った。
	指導注意事項	日本語講座受講料等の現金収入事務について、適切な領収書の発行及び現金出納帳の作成等事務処理を改善する必要がある。	日本語講座については、平成19年度中に領収書を複写式の様式に変更するとともに、日々の受領金額が確認できる様式とし、外国語講座については、平成20年1月より日々の受領金額を確認とともに、現金を金庫に長く保管することなく、銀行口座へ適切な時期に入金していることを確認した。
財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意事項	自動販売機に係る手数料収入について、一部金額が過少となっていたので、正当額との差額を収入する必要がある。(公渕森林公园)	平成19年11月22日に自動販売機設置業者から正当額92,480円と納入済額84,192円との差額8,288円を収入したことを確認した。
財団法人かがわ健康福祉機構	指導注意事項	管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する承認を行った。	指定管理者から申請書の提出を受け、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する承認を行った。

		し書に規定する県の書面による承認を受けていなかつたので、承認を受ける必要がある。	
社会福祉法人香川県社会福祉協議会	指導注意事項	「福祉の店」の売上金について、経理規程第20条では受入後3日以内に金融機関に預け入れすることとなっているが、3日を過ぎているものがあったので、規程どおり処理をする必要がある。	「福祉の店」の売上金及びその他日々の金銭（現金）については、経理規程のとおり3日以内に、金融機関に預け入れるよう事務を改善したことを確認した。
財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	指導注意事項	会計規程第13条に規定する現金出納帳が作成されておらず、また、同規程第32条の6第1項に規定する毎日終業時の現金出納帳と現金残高の照合が行われていないので、改善する必要がある。（屋島事業所）	直ちに現金出納帳を作成し、会計規程第32条の6第1項の規定のとおり、毎日終業時の現金出納帳と現金残高の照合を行っていることを確認した。
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	指導注意事項	管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する県の書面による承認を受けていなかつたので、承認を受ける必要がある。	指定管理者から申請書の提出を受け、審査の上包括協定書第7条第1項ただし書に規定する承認を行った。
財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	旅費の支給に当たり、タクシー利用と重複して支給している旅費を、該当者から平成20年1月15日に返納させたことを確認した。	タクシー利用と重複して支給している旅費を、該当者から平成20年1月15日に返納させたことを確認した。
シンボルタワー開発株式会社	指導注意事項	管理業務のうち、貸館補助業務を財団法人に委託しているが、当該業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項がないので、改善する必要がある。	事務局予備監査終了後すぐにシンボルタワー開発株式会社に改善を指示し、シンボルタワー開発株式会社は高松市文化振興財団と「個人情報の取扱いに関する覚書」を交わした。 なお、来年度以降は、当該覚書の内容を業務委託契約条項とすることを確認した。

社団法人香川県 青果物生産出荷 安定基金協会	指導注意事項	会計処理規程において別に定めることになっている勘定科目等が定められていないので定める必要がある。	平成20年3月11日開催の理事会において、監査結果及び新公益法人会計基準に則して、勘定科目等を定める等の会計処理規程の改正を行ったことを確認した。
	指導注意事項	会計処理規程に定める総勘定元帳等の会計帳簿が十分に整備されていないので、改善する必要がある。	平成20年3月11日開催の理事会において、改正した会計処理規程に則して総勘定元帳等を整備したことを見直す必要がある。
	指導注意事項	県内旅費を重複支給しているものがあるので、正当額との差額を返納させる必要がある。	重複支給した県内旅費額3,200円は、平成20年1月17日に返納させたことを確認した。
財団法人香川県 下水道公社	指導注意事項	正味財産増減計算書について、公益法人会計基準に基づき作成する必要がある。	平成19年度決算から、正味財産増減計算書も作成することとしていることを確認した。
香川県競技スポーツ強化本部	指導注意事項	県補助金の返還に当たり、補助金交付要綱に規定された補助金の変更交付決定を受けないで、返還を行っていた。	香川県競技スポーツ強化本部に対して、補助金交付要綱に規定された補助金の変更交付決定を受けて返還するよう指導するとともに、今後、県補助金返還手続については、補助金交付要綱に則して適切な事務を行っていく。
	検討指示事項	県補助金について、香川県競技スポーツ強化本部における交付申請や請求等の事務と県における交付決定や支払等の事務が、同一の担当者で行われているので、県と協議の上、チェック体制を見直す必要がある。	県における香川県競技スポーツ強化本部に対する補助金業務については、平成20年1月から、強化本部の事務担当者とは別の者が担当するよう改善した。